# 武山配水池清掃調査業務委託(一般委託)仕様書

配水池内清掃業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目 的	武山配水池の清掃調査業務を行うものである。
2	履行期間	契約の日から令和 2年 1月 31日
3	施行場所	横須賀市武1丁目17番
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	横須賀市上下水道局契約規程を遵守し、横須賀市上下水道局共通仕様書(水道用)及び本仕様書に基づき施行するとともに、安全衛生に関する法令等を遵守すること。
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)平成26年4月1日以降に、国、地方公共団体又は特殊法人が発注した水中ロボットによる配水池内の清掃調査業務の契約を、元請として締結し完了した実績があること。 (2)作業員は「日本水中ロボット調査清掃協会」による講習を受講し配水池ロボット清掃技術士の認定を受けている者又は、「ロボット製造メーカー」による講習を受講し配水池ロボット操作技術講習終了の認定を受けている者であること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市上下水道局 技術部 水道施設課 臼井 文弘 電話 046-823-1731

<指示又は希望事項>		
クリーン 物品購入	・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。	

## 武山配水池清掃調査業務委託特記仕様書

#### 1 適用

本仕様書は、武山配水池清掃調査業務委託に適用する。

2 目的

本業務は、武山配水池1号及び2号について、断水することなく通常どおり水道水の供給を行いながら、水中ロボットにより配水池内底面堆積物の清掃を行うとともに、水中ロボット搭載のカメラにより配水池内部の点検調査を行うことを目的とする。

3 法令の遵守

受託者は、本仕様書、横須賀市上下水道局契約規定、水道工事共通仕様書(H28年10月)、その他安全衛生に関する法令等を遵守すること。

4 契約方法

本業務は総価による契約とする。

5 履行期間

契約日から令和2年1月31日とする。

- 6 履行場所及び清掃調査面積
  - (1) 武山配水池 1号 横須賀市武1丁目17番 底面積 約962 m<sup>2</sup>
  - (2) 武山配水池 2号 横須賀市武1丁目17番 底面積 約638㎡
- 7 検便の実施

水道法 21 条により、作業者全員の検便を以下のように行い、着手前にその結果を 監督員に提出すること。

(1) 検査項目

赤痢菌、腸チフス、パラチフス、病原性大腸菌 O-157、サレモネラ菌

(2) 報告書記載

氏名、性別、年齢、検査結果、検査機関

- 8 業務内容
  - (1) 清掃は、配水池底面の堆積物を水中ロボットにより除去する。
  - (2) 調査は、水中ロボットに搭載したカメラの映像により配水池壁面及び底面のコンクリート表面の状態をモニターで監視し、クラックの有無や形状、塗装の剥がれの有無などを確認し報告するものである。
  - (3) 清掃及び調査は、原則として昼間作業とする。
  - (4) 業務の開始及び終了時には、その都度監督員に連絡する。
  - (5) 配水池内清掃をする際には、酸素欠乏症等防止規則に基づき、作業する配水池 内の酸素濃度測定を行ってから、作業を開始するものとする。
  - (6) 堆積物除去完了の目安は、配水池底面が点検調査できる程度を最低限度とする。

- (7) 堆積物の除去により発生する濁水 (赤い水・白濁等)、砂、錆などの廃棄物の処理処分については、廃棄物に関する法令に基づいて適正に処分する。
- (8) 水道施設の清掃調査のため、常に衛生面に留意し、清潔保持に努めること。
- (9) 配水池内で使用する機械及び器具は、あらかじめ水等で洗浄し、汚れ等を取り除いた後に、毎回必ず現地において次亜塩素酸ナトリウム溶液(有効残塩濃度 10~50ppm)で消毒してから配水池内に持ち込むこと。

その際には、必ず残留塩素濃度を測定し確認を行うこと。

- (10) 業務で使用する機器、消耗材はすべて受託者の負担とする。
- (11) 清掃調査の際には、その映像を録画して保存すること。
- (12) 作業時に異常が認められた場合、直ちに監督員に報告し、その指示を受けること。

## 9 業務の管理

- (1) 業務の実施にあたり、作業内容、手順、作業方法、工程表、安全対策等について監督員と十分調整のうえ業務計画書を作成し、これを遵守し履行しなければならない。
- (2) 作業開始前に、配水池入口内を清掃し、埃、塵等が配水池内に入らぬ様注意すること。
- (3) 水道水供給中の配水池であるため、水運用に支障をきたす事が無いよう事前に 浄水課水質管理係と十分に調整し、事故の無いよう努めること。
- (4) 受託者は、業務計画書に基づき、適正な進捗管理に努めること。
- (5) 作業日報は、日々業務終了後、監督員に提出すること。FAX で提出可能(FAX番号 046-822-7894)

#### 10 事故防止

受託者は、本業務を行うにあたり、作業員の各種事故防止について万全の安全 対策等の処置を講ずること。

- 11 水中ロボットの操作及び条件
  - (1) 水中ロボットの仕様として搭載する CCD カメラは 38 万画素以上で機械は オイルレス完全防水 2Mps 以上とし、最大深度 15mで作業可能であること。
  - (2) 登坂能力は35度以上が可能であること。
  - (3) 作業員は「日本水中ロボット調査清掃協会」による講習を受講し配水池ロボット 清掃技術士の認定を受けている者又は、「ロボット製造メーカー」による講習を受 講し配水池ロボット操作技術講習修了の認定を受けている者で、水道施設及び 飲料水貯水槽に関する事項ならびにロボット操作の業務を履行する上で必要な技 術等を熟知した者でなければならない。

### 12 成果品の提出

業務が終了した後、下記書類を提出すること。

- (1) 作業写真 1部
- (2) 作業報告書(任意様式、A4ファイル綴り)2部
- (3) 水中カメラ映像 (DVD ウインドウズ・メディア・ビデオ対応) 1 式